

第4回委員会水需要管理WG(2002.8.19開催)結果概要

2002.10.28 庶務発信(改訂版)

開催日時:2002年8月19日(月) 17:00~20:20

場所:ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室6

参加者数:

委員:今本委員(リーダー)、荻野委員、寺川委員、川上委員、寺田委員、宗宮委員

河川管理者:近畿地方整備局 河川部 河川調整課 専門官 北野氏、水政課 課長 補佐 上原氏、水政課 行政第二係長 下原氏
淀川工事事務所 所長 宮本氏、課長 平松氏
淀川ダム統合管理所 所長 榎村氏、広域水管理課課長 山岡氏
水資源開発公団 関西支社 山田氏

招聘者:金屋敷氏(元建設省 琵琶湖工事事務所所長)

野村氏(関西のダムと水道を考える会 代表)

1 検討内容および決定事項

水需要管理WGとりまとめについて

- ・ 今本リーダーより資料 1-1「水需要管理とりまとめ(案)020819」が、荻野委員より資料 2-2「論点別WG水需要管理・水利権」が骨子案として示された。
- ・ 第14回委員会(9/12開催)には、水需要管理のとりまとめの骨子を報告できるよう、次回のWG(9/10)まで、メールにてとりまとめについての意見交換を行う。
- ・ 節水についてとりまとめの中で明確に位置づけるべき、一度取水した水を施設内で繰り返し使えるゼロディスチャージシステムの実現についても検討すべき等の意見があった。

水質の問題について

- ・ 水質の問題について様々な観点から意見交換がなされた。その結果、水質については水需要管理の面からだけでなく多面的な視野で検討していく必要があるとの認識が強まったため、新たに水質専門のWGを作るように委員長に要請する。

情報提供と意見交換

これまで河川整備に携わってきた方として金屋敷氏を、市民の側から利水に関する調査活動を行っている方として野村氏をお招きし、情報提供および意見交換が行われた。

a) 金屋敷氏からの説明

- ・琵琶湖は明治 36 年以来人為的水位操作を開始し、琵琶湖総合開発完了の時点では以前より平均水位が 85 c m 低下している。人為的水位操作を以ってダム化と言うならば 100 年前からダム化している。
- ・琵琶湖総合開発事業は水に関連した周辺地域の多面的な整備事業である。その為の調査も多面的に実施し、特に琵琶湖水産調査は当時の最高水準の学識者による物理的、生態学的な研究調査を行った。壮大な先駆的環境影響調査であった。
- ・何故水需要管理と水質管理が難しい問題であるかを説明。
- ・特に河川維持流量とダム貯水池の不特定容量の重要性について強調した。

b) 野村氏からの説明

- ・大阪市の過剰な水利権、淀川下流部の農業用水の問題点、大阪府営水道の過大な口ス率設定について説明が行われ、現在の水の使用実態からみて余剰な水利権の転用や過剰な水需要予測を見直すなどすれば新規のダム開発は必要ないと主張がなされた。

その後、農水の多面的な役割、環境用水としての位置づけの重要性等について意見交換が行われた。

次回のWGについて

- ・第 5 回水需要管理WGは、9 月 10 日(火)17:00 より行う。今回は、節水の工夫や仕組みについてご教示できる方をお招きする。推薦できる人がいれば、庶務に連絡を行う。

2 主な説明内容と質疑応答

金屋敷氏からの説明

< 水需要管理について >

- ・流域委員会 WG のこれまでの議論は、水需要管理改革を急ぐあまり、空回りしていかないか。節水型社会は大いに賛成である。然し、行政的に抵抗を排除して強制的に余剰水利権を削減させる事は可能かもしれないが、比較的潤沢な流水がある淀川流域に於いては、便利さに押れた個人レベルで水利用に関する現況の生活スタイルを改革することは単なる啓蒙では実現しない。WG はその節水型生活文化実現の為の、地に足が着いた、具体的な方策を提言すべきである。
- ・アンケートでは模範解答しか出てこない。うそが多い。
- ・個人レベルでは水道料金（下水道使用料を含む）のコスト意識が希薄である。
- ・淀川には 80 m³/s（内 10 m³/s は緊急暫定的に流用）の維持流量がある。この量は元来舟運の為に設定されたものであるが、舟運が衰退した後も環境維持流量として頑固に確保して来ている。ただし、残念な事に毛馬地点で全量大川に放流し、

新淀川には配分されていない。この配分は見直すべきではないか。

- ・ 建設省は新規のダム貯水池建造の都度、不特定容量（維持流量確保の為の容量）確保に努めてきた。この上記と併せて2点は無駄な努力だと考えるか否か。
- ・ 維持流量は希釈やゴミを送流する為のものではない。
- ・ フルプランは、上水道、工業用水、農業用水のみが対象になっており、その他の多様な用水については対象になっていないのは問題である。
- ・ 水道企業者は、公益事業として安全供給の義務があり、無駄には生産供給しないが、農業用水の場合は、維持費や受益農家の賦課金が安すぎるため、コスト意識がなく無駄が多いのではないか。
- ・ 農水の水利権が問題であるのは事実でだが、一概に非難したくはない。生態系維持のため陸域の水路網、池、溜池などにも常時水が流れていることが望ましい。ただ、その水量を如何に確保するか、共同体意識が衰弱した現況では農業社会に管理させる事は出来ない。誰が管理するかが問題。この場合純粹の農業用水と維持的な用水とは峻別しなければならない。
- ・ 水は一貫した管理が必要。主要な取水施設は河川管理者が管理すべきである。また河川管理者は水利権付与の段階で水需要予測に対して発言すべきである。

<水質管理について>

- ・ 水質は、河川にとって重要な問題であるにも関わらず、河川管理者は殆ど何も出来ないのが実情である。
- ・ 川は流入する物質を拒めない。結果としての河川水質の悪化を糾弾するのは、筋違いであり、汚染の発生源を問題すべきである。
- ・ 水質悪化の最大の原因は、経済成長と生活様式の変化、営農形態の変化等である。
- ・ ゼロエミッションのライフスタイルへの改革は、節水型社会の実現よりも重要である。社会問題化して既に久しいのに個人レベルでは一向に徹底していない。これも、水需要管理同様、単なる啓蒙では実現しない。インセンティブを与えるなど具体的な方策を提案する事が必要である。
- ・ 工場廃水などの点源汚染は諸法規の徹底的な適用、生活廃水の水質対策は下水道の整備、高度処理などで対応する可能性があるが、問題は面源汚染である。
- ・ 農薬、化学肥料と並んで農業用水路の用、排水路の分離が水質悪化の要因になってはいないか。用排水路のパイプ化、コンクリート化は好ましくない。結果的に排水路は粗放に管理され悪水路、廃水路となっている事例が極めて多い。
- ・ 水辺植物の水質浄化機能は、圧倒的に大きい外部負荷がある現状では過大に喧伝され過ぎている。むしろ、生態系維持と主観的な要素は残るが景観の観点からの評価に重点をおくべきである。
- ・ 要は使った水は何らかの方策で元の水質にして川に戻せと言う事である。

質疑応答と主な意見

- ・ 流域委員会では、河川維持流量を無駄だと思っている人はいない。むしろ、環境用水として水量を増やしたり、流況に変化をつけることが必要という議論になっている。(リーダー)
- ・ 委員会では“流域全体での対応”というのがスタンスであり、汚濁負荷についてもそう考えていく。
- ・ 農業用水、排水路のパイプ化、コンクリート化が問題と言われたが、河川のコンクリート化は、旧建設省が推進してきたことではないのか。
問題にならない質問である。洪水時の流水のエネルギーと農業用水路の流水のエネルギーは比較にならない。農業用水路までコンクリート化する必然性はない。(金屋敷)
- ・ 農業用水の受益者負担についてはご指摘の通り安すぎる。自治体がかかり負担していることも事実である。これまで農業用水については不可触なことが多かったが、今後はその辺りも問題として認識し対応を考えていく必要がある。(リーダー)

野村氏からの説明

< 大阪市の過剰な水利権 >

- ・ 淀川水系の水資源開発計画は、計画中の4つのダム合計で487000m³/日にのぼる。
- ・ 大阪市の上水道の、未使用の水利権量は87万m³/日にのぼり、200万人分の人口に給水できる水量に匹敵する。
- ・ これは大阪市が給水人口の動態を見誤ったことに起因している。昭和40年以降は人口が減少傾向であったにも関わらず、様々な水資源開発に出資した。琵琶湖総合開発で得た水利権も、結局は市民に利用されず、借金返済だけを残す結果となっている。このことは大阪市だけに言えることではなく、他の自治体でも同じような事態が生じている。

< (淀川下流) 農業用水水利権の問題点について >

- ・ 淀川左岸用排水管理組合が、取水している木屋排水機場のポンプは4台のうち2台しか使われていない。市街化農地はかなり減少している上、小規模で点在している。また、比較的広い市街化調整区域であっても、工場や学校などに蚕食され農地面積は減少傾向にある。
- ・ 淀川左岸用排水管理組合の水あまりの根拠としては、1) 今後市街化区域内の農地は宅地化が進み農地面積が激減、2) 最大取水時でも水利権の43%しか取水していない、3) 余剰水利権(383000m³/日)は、丹生ダムの開発水量(258000

m³/日)を大きく上回る、4)農業用水は、今はその目的を外れて都市排水路の浄化のために使われているのが現状で、将来的にも、市街地の農地は消滅するかもしれない、などがあげられる。

- ・ 高槻東部土地改良区でも、同様に、最大取水時でも水利権の50%程度しか取水していない。
- ・ 淀川左岸用排水管理組合と高槻市東部土地改良区の農業用水の余剰水利権(476000m³/s)は、淀川下流部の水道事業体の水資源開発計画の給水計画量(487000m³/s)とほぼ同じである。ダム開発を見直すにあたっては、農業用水の問題も見過ごすことはできない。

<大阪府営水道の過大なロス率設定について>

- ・ 河川から取水し浄水場を通過して市町村に水が供給されるまでに、一部、漏水やろ過洗浄などによって、水道用水として使えなくなってしまう水が生じる割合をロス率という。
- ・ 大阪府営水道では、1970年の水質汚濁防止法の成立以後、このロス率が6%から2%程度まで低下しているにも関わらず、このことを水需要予測に反映していない。ロス率を70年以前の6%のまま据え置いた場合と2%程度とした場合とでは、一日11万m³/sの差があり、この水量は大阪府が「安威川ダム」と「大戸川ダム」に予定している開発水量に相当する。実態に応じたロス率を考慮し見直しを行うべきである。

質疑応答と主な意見

- ・ 基本的には、水利権の振り替えを行えば、今後新たな水資源開発は不要という主張と考えてよいか(リーダー)
そうである。
- ・ 農水の水利権は確かに必要水量に比べて過大であるが、点在する農地の末端まで通水するためにはある程度の水量が必要である。また、ポンプに電気代(受益者負担)がかかるため、節約もなされている。農水の一部は、下水処理用の希釈水としても利用されているうえ、ダムの放流量と大阪湾に流れる水量のデータを比較しなければ分からない点もあるが、必要水量以上の水は流されていないとの話もある。問題は、水需要の予測が水利権の積み重ねによって行われていることに問題があるのではないか。
- ・ 前回のWGで農業用水の担当者に話を聞いたところ、農業用水には下水の浄化や環境用水、都市景観を保つという役割もある。この点については、どう思われるか。
現実に農地を見てもコンクリートの水路ばかりで、景観を保つ役割が持てる

とも思わない。浄化用水についても、根本的な原因は公共下水道の普及率が低いことにあり、そのために水路に生活排水が流されている。いずれは普及率も100%になるだろうし、この問題は簡単に結論がでるものでもない。

希釈水で環境用水とすべきでない。希釈することは単に汚濁物質を下流に送っているだけで根本的な解決にはならない。

- ・ ともかく、湧水時など特別な場合は別として、取水実態に比べて過剰な水利権が設定されていることは問題である。環境用水として使うなら、その使い方も明確に位置づけていく必要がある。

3 水質問題についての主な意見

- ・ 水質問題については、最終提言の中で水需要管理の一部として取りまとめるべきか、それとも、全く別の項目として盛り込むべきか検討したい。(リーダー)
- ・ 水質管理も含めた水需要管理を考えるのかどうか。
- ・ これまで河川管理の中で、水質はどのような位置づけになっているのか？また、どこが測っているのか。(リーダー)

河川維持流量を決める際には水質のデータを参考に水質の面からどれだけの流量が必要かを検討している。測定は水濁協(水質汚濁対策連絡協議会)で行っている。水道関係者と互いに情報交換しながら管理を行っている。(河川管理者)

- ・ 河川管理者は、実質水質事故の時くらいしか関与できないのではないか。汚濁の測定はしても原因の分析が具体的な対策は行えてはいない。
- ・ 法的に河川管理者は水質に関して何の権限もない。人の健康と生活の観点から、環境省が基準をつくり、国交省と県が測定している。
- ・ 水質については、川としての目標があるようでない。このような今のシステムの課題を指摘するのも重要。
- ・ 現状は、水の利用者(水道事業者)が安全のため、独自に測定しているだけである。しかも、月一回の環境基準点でしか測定しないため、川全体水系全体の水質での姿は見えていない。
- ・ 河川管理者には、河川法の改正によって水質に関する立入り権ができたはず。その権利を使って調査を行うなど、河川管理者が積極的に水質管理に関与できる仕組みづくりも考える必要がある。まずは、WGで提言内容の骨組みをつくることが大事である。
- ・ 水質管理の基本的なシステムは改善の余地があるため、提言の中でも言及していく必要がある。また、水質基準についても見直しを図るべきである。水質問題を考える視点や切り口はさまざま。何かと課題が多く、水需要管理とは別の視点で考えるべきではないか。

- ・ では、運営会議に水質のWGを新たに作ってもらうよう、要請していくこととする。（リーダー）

説明および発言内容については、随時変更する可能性があります。

最新の結果概要については、ホームページでご確認ください。

（修正履歴）

H14.10.28 金屋敷氏の説明および質疑応答の部分を修正。